

## 役員の配分等に関する規定、考え方

| 役 員 名 等         | 配分等に関する規定、考え方                                                                                                                                                                                                                                     | 備考                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 行政部門別常任委員会      | <b>行政部門別常任委員会の委員長についての申合せ事項</b><br>行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に所属したことがある委員等を充てるように努める。<br>ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。                                                                                                                        |                        |
| 予算決算常任委員会       | ※毎年確認 議長を除く全議員で構成<br>※予算決算常任委員長と四日市港管理組合議会議長を2大会派で分ける事例が多い。                                                                                                                                                                                       |                        |
| 議 会 運 営 委 員 会   | <b>議会運営委員会内規</b><br>・5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。<br>・各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。<br>・4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。<br>※毎年確認 会派代表の委員就任。委員長は議長会派、副委員長はそれ以外の5人以上の会派より選出。 |                        |
| 予 決 委 員 会 理 事   | <b>予算決算常任委員会運営要領</b><br>理事は、議会運営委員会の委員のうちから委員長が指名する。<br>ただし、委員長が必要と認める理事の数が指名可能な議会運営委員会の委員の数を上回る場合は、その上回る数に限り、委員長は、委員会の委員のうちから、理事を指名することができる。                                                                                                     |                        |
| 特 別 委 員 会       | <b>特別委員会の設置等について</b><br>特別委員会の委員定数、所属委員数等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。<br>※毎年確認 正副議長は特別委員会に所属しない。<br>※委員長は設置を提案した会派から選出する事例が多い。                                                                                           |                        |
| 正 副 議 長         | <b>役員選出申し合わせ事項</b><br>正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。                                                                                                                                                                                              |                        |
| 各 種 充 て 職 ・ 委 員 | 正副議長及び常任委員長、委員によるものは委員会で選出                                                                                                                                                                                                                        |                        |
| 監 査 委 員         | <b>監査委員である議員の議会役員就任についての申合せ事項</b><br>監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。<br>※議員選出監査委員については、当分の間、人数は2名、任期は1年という取扱いを続けることとしている。<br>※2大会派から1名ずつ選出する事例が多い。<br>※四港監査委員を選出（四日市市と2年ごとに交互に選出）する際は、四港議長会派以外の会派から選出する事例が多い。               | 四港監査委員はR6～7年度は四日市市から選出 |
| 四 港 議 員         | 特になし（在任期間に関する申し合わせあり。）<br>※四日市港管理組合議会議長と予算決算常任委員長を2大会派で分ける事例が多い。                                                                                                                                                                                  |                        |
| 各 種 審 議 会 委 員   | 特になし                                                                                                                                                                                                                                              |                        |
| 広 聴 広 報 会 議 委 員 | ※少数会派は、広聴広報会議委員と議会改革推進会議役員のいずれかに所属している場合が多い。                                                                                                                                                                                                      |                        |
| 議会改革推進会議役員      | ※少数会派は、議会改革推進会議役員と広聴広報会議委員のいずれかに所属している場合が多い。                                                                                                                                                                                                      |                        |